

横手労働基準監督署発表
令和5年11月2日

【照会先】
横手労働基準監督署
署長 山中 康久
監督・安衛課長 山田 晃平
(電話) 0182-32-3111

報道関係者 各位

【横手監督署】改正石綿障害予防規則に係る 労働災害防止等講習会の実施について

横手労働基準監督署（署長 山中康久）は、改正石綿障害予防規則に係る労働災害防止を目的とした講習会を下記により実施します。

◆講習会の目的

横手労働基準監督署において、改正石綿障害予防規則に係る労働災害防止講習会を開催することといたしました。

石綿は非常に有害な物質であり、石綿が体内に滞留すると、肺がんや中皮腫等の病気を引き起こすおそれがあります。

石綿の取扱に係る管理を一層徹底するため、令和2年10月から順次施行されてきた改正石綿障害予防規則は、本年10月から石綿事前調査を行う者の資格要件の適用をもって完全に施行されました。以上を踏まえ、石綿による健康障害の防止を重点とした説明を行います。

◆講習会の概要

- 日時：令和5年11月15日（水）13時30分～15時30分まで
- 場所：平鹿農村環境改善センター 多目的ホール（定員100名）
（横手市平鹿町浅舞字覚町後140番地）
- 対象：管内の解体業事業者
- 内容：石綿障害予防規則の改正内容及び安全衛生対策について
雇用管理上の留意点について
- 主催：横手労働基準監督署

◆お問合せ先

横手労働基準監督署 監督・安衛課（担当：池田）
〒013-0033 横手市旭川一丁目2-23
TEL：0182-32-3111

報道機関の皆様には、労働災害防止に向けた取り組みについて、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。